

7 文科高第 4 9 1 号  
令和 7 年 6 月 2 6 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の長 殿

文部科学省高等教育局私学部長  
浅 野 敦 行

私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）

私立大学における入学料については、「令和 8 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」（令和 7 年 6 月 3 日付け 7 文科高第 313 号高等教育局長通知）において、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成 14 年 10 月 1 日付け 14 文科高第 454 号文部科学事務次官通知）及び「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和 7 年 2 月 25 日付け 6 文科高第 1864 号総合教育政策局長・高等教育局長通知）を踏まえ、その額の抑制に努め、納付が困難な学生に対して、独自の減免又は分割納入、納付時期の猶予等の措置を積極的に講じるよう努めることを周知しており、また、特に、高等教育の修学支援新制度の利用者については、授業料等減免を希望し各校に申請する学生等に関し、学生等が申請してから支援対象者としての認定を行うまでの間、授業料の納付猶予を原則とすることを「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」において示すなど学生等の負担への配慮を求めてきたところです。

入学料については、最高裁判所判決（大学学納金返還請求事件・最二小判平成 18 年 11 月 27 日）により、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、学生は、入学金の納付をもって大学に入学し得る地位を取得するものであるから、その後に在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負わないこととされています。

本来、入学料の額や納付期限等の取扱いについては、各設置者において判断されるべきものであり、また、入学料収入をはじめとする学生納付金は、私立大学の収入の多くを占めているところですが、入学しない大学に納付する入学料が、学生や保護者にとつ

て負担となっていることについて、国会等においても、度々、指摘されているところです。加えて、併願が可能な総合型選抜等を実施する大学が増える等、一般選抜以前の受験機会が拡大していることをはじめ、入学者選抜の機会が多様化し、入学料を複数の大学に納付する機会が拡大している状況があるとともに、私立大学全体では入学料の額が低下傾向であり、一部の大学では、特別の入学方法の区分を設けて入学料の減免や納付時期の後ろ倒しを行うことなどの取組が行われているものの、高等教育における教育費負担軽減が重要な課題となっています。

こうした状況等を踏まえ、各私立大学の設置者におかれては、下記の事項について令和8年度大学入学者選抜に向けて検討の上、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。

## 記

1. 各大学が設定している入学料の額や納付時期等の趣旨や考え方について、学生や保護者をはじめとする社会の理解を得られるよう、積極的に説明すること。
2. 学生の経済的な負担軽減を図る観点から、入学料の額の抑制に努めること。
3. 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減のための方策を講ずるよう努めること。

その際、複数大学への入学料の納付が進路選択の幅を狭めることのないよう経済的に困難な学生への特段の配慮の観点や、入学料納付後の学生の入学辞退の意思表示の時期が、大学において他の入学者選抜等により辞退者の代わりの入学者を決定することができ得る時期かどうかという観点、入学料を納付する時期を複数回設定するなどの時期の設定の観点など様々な観点も考慮することが望ましいこと。

### 【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp